

多度津町指定有形文化財「旧合田家住宅（島屋）」緊急保全計画に係る 令和6年度 実施計画

令和6年4月1日
多度津町教育委員会 策定

1 はじめに

本計画は、本町の公有財産であり、また、町指定有形文化財でもある「旧合田家住宅（島屋）」（以下「合田邸」という。）の保全について、令和4年12月に本町が策定した「多度津町指定有形文化財 旧合田家住宅（島屋）緊急保全計画（令和5年度～令和9年度）」（以下「根拠計画」という。）を本拠としつつ、令和6年度における単年度の実施計画を定めるものである。

2 本計画の期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 本計画の策定の経緯

合田邸は、北前船等を相手とした商取引や、銀行・鉄道・電気等の近代産業に関わる事業家として活躍し、近世から近代にかけて豊富な財力を築いた合田家が、当主3代にわたって順次建築整備を進めた邸宅である。明治中期から昭和初期にかけての多様な構造形式や細部様式を有する建築物群が残されており、それらは令和2年2月24日に当時の所有者から町に対して寄附が行われ、町が保存と活用を図ることとなった。また、合田邸は、周囲に残る伝統的町並みと共に、本町が近世から近代にかけて発展した歴史を現代に伝えるものとして極めて重要であることから、令和3年3月31日に10棟3基の建築物群が町の有形文化財に指定された。

このように、貴重な資産であり文化財でもある合田邸の建築物群であるが、経年劣化や自然災害等により、各所で損傷がみられる状況にある。公有財産かつ町指定有形文化財として、今後の活用を図る上では、まずこれらの損傷箇所について対処すること、すなわち「保全」を行う必要がある。そこで、町では、「文化財としての価値の保全」を前提として、令和4年12月に根拠計画を策定し、今後の保存と活用に向けた保全計画を策定した。

しかしながら、この根拠計画に沿って、保全に着手するための事前調査や工事を実施していたところ、経年劣化やシロアリによる被害（以下「蟻害」という。）が甚大な箇所が相次いで見つかるなど、根拠計画策定時には想定をしていなかった保全上の課題が生じている。このことをふまえ、根拠計画の基本的な方針（前提）である「文化財としての価値の保全」を円滑に行えるよう、根拠計画の枠組み内において、実際の損傷状況や必要経費に応じた単年度ごとの具体的な実施計画を策定するものとした。

4 計画遂行のための事業に係る経費

町は、根拠計画及び単年度ごとに策定する実施計画に基づき、合田邸を保全する事業を実施することになるが、その経費については、「文化財としての価値の保全」が前提となることから、通常の建築物等の設計や工事とは異なる経費が発生する。例えば、「文化財としての価値を保全」するためには、まず文化財としての価値を明確にしなければならない。そのため、時には建築物等を解体しながら詳細な調査を行う必要も生じる。これらの設計や工事には専門性が求められることから、通常より経費がかさむことになる。

しかしながら、本町は厳しい財政状況下にあるため、財源確保が大きな課題となっており、合田邸の文化財としての価値を後世に引き継いでいくためには、広く御支援を募る必要がある。そこで、合田邸の文化財としての価値の保全と、その後の活用を通じた本町にしかできない“まちづくり”に対し、深い御理解をお示しいただける企業や住民等の方々から、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングによる御支援を賜ることが不可欠であるので、庁内の関係部署と連携し、財源確保に努めていくものとする。

5 事業報告及び事業計画

(1) 令和5年度の事業報告（詳細別紙）

令和4年度に実施した調査や工事により、合田邸の「主屋」、「店棟」、「塀」について、蟻害による甚大な損傷が判明したことや経年劣化により安全性の確保が困難となっている箇所があったことから、企業版ふるさと納税によりいただいた御厚志を積み立てた基金を原資として、屋根の荷重等を支えるための支持材の付加などの保全を行った。

また、同じく蟻害や経年劣化により倒壊の恐れがある「離れ」について、倒壊を防ぐための保全策として素屋根を設置し、また、解体を伴う詳細調査を実施した。この事業は「離れ」の第1次調査及び保全工事として実施したが、令和6年度への繰越事業となった。

(2) 令和6年度の事業計画

令和5年度からの繰越事業として、引き続き「離れ」の倒壊を防ぐための素屋根設置と解体を伴う詳細調査を実施する。この第1次調査及び保全工事が終わり次第、第2次、第3次の同調査及び工事を行い、「離れ」の文化財としての価値の詳細を明らかにする。これら調査及び工事については、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングによりいただいた御厚志を積み立てた基金を原資として実施する。

調査及び工事の経過及び結果については、適宜情報発信や報道提供を行う。特に調査及び工事により得られた建築史上及び歴史上の重要な成果は、わが国の国民共有の財産として、広く還元していくものとする。また、これまでの保全事業により、安全性について一定の担保ができた棟については、関係団体と連携して限定的公開ができるよう取り組む。

(3) 令和7年度以降の事業計画

保全のための調査及び工事を進めていくなかで判明した損傷状況をふまえて優先度を設定し、根拠計画とも照らし合わせながら、資金調達の状況に応じた計画を策定する。

(別紙)

令和5年度の事業報告（合田邸「離れ」の第1次調査・保全工事の様子）

